

**習志野市地域包括支援センター
(高齢者相談センター)
業務委託法人募集要項**

令和2年12月

**習志野市健康福祉部
高齢者支援課**

目 次

1. 公募の趣旨	2
2. 公募する地域包括支援センターの担当圏域及び設置数等	2
3. 応募資格	3
4. 地域包括支援センターの業務内容	4
5. 地域包括支援センターの設置場所	4
6. 委託期間	4
7. 運営財源等	4
8. 応募の流れ	5
9. 応募の手続き等	5
10. 審査・選定方法	7
11. 応募にあたっての留意事項	8
12. 質問受付	9
13. 問合せ先	9

1. 公募の趣旨

習志野市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう「習志野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域包括支援センター業務の委託を進めてまいりました。

本公募は、進展する高齢社会のニーズに対応するため、保健・福祉・介護との連携を図りながら、健康づくりから介護予防、及び支援が必要な高齢者の対応に至るまでの切れ目のない包括ケアの強化を図ろうとするものです。

2. 公募する地域包括支援センターの担当圏域及び設置数等

地域包括支援センターの担当圏域及び設置数、募集法人数は下記とします。

地域包括支援センター名	所在地	設置数	担当圏域	募集法人数
谷津 地域包括支援センター	谷津5-16-33 (谷津コミュニティセンター内)	1	谷津	1
秋津 地域包括支援センター	秋津3-4-1 (総合福祉センター内)	1	秋津	1
津田沼・鷺沼 地域包括支援センター	鷺沼1-2-1 (保健会館内)	1	津田沼・ 鷺沼	1
屋敷 地域包括支援センター	屋敷6-6-6 (東部保健福祉センター内)	1	屋敷	1
東習志野 地域包括支援センター	東習志野2-10-3 (地域交流プラザ ブレーメン習志野内)	1	東習志野	1

募集圏域統計（令和2年4月1日時点）

（単位：人、％）

圏域	人口	高齢者人口	高齢化率	要支援認定者数
谷津	37,457	7,146	19.1	299
秋津	24,252	8,145	33.6	376
津田沼 ・鷺沼	46,632	9,391	20.1	475
屋敷	32,713	7,788	23.8	423
東習志野	32,979	8,010	24.3	344

日常生活圏域

	圏域名	区 域
①	谷津	谷津、谷津町、奏の杜
②	秋津	袖ヶ浦、秋津、香澄、茜浜、芝園
③	津田沼・鷺沼	津田沼、鷺沼、藤崎、鷺沼台
④	屋敷	花咲、屋敷、泉町、大久保、本大久保
⑤	東習志野	実籾、新栄、東習志野、実籾本郷



3. 応募資格

(1) 応募者の資格要件

次のいずれにも該当する者としてします。

- ①社会福祉法人又は医療法人であること。
- ②地域包括支援センター運営業務の実績を有すること。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は応募資格を有しないものとします。

- ①介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第2項各号の規定に該当する者。
- ②習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年2月1日施行）に基づく指名除外措置を、本契約業務の募集の日から契約候補者決定の日までの間に受けている者又は措置事由に該当する者。また、法人の役員等が、習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第3号に掲げる暴力団員等の者。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当する者。
 - ア. 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本委託業務の契約候補者決定の日より過去6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。

イ. 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

4. 地域包括支援センターの業務内容

別紙仕様書のとおりとします。

なお、関係法令等の改正に準ずる業務内容の変更等に対しては、協議により決定することとします。

5. 地域包括支援センターの設置場所

「2. 公募する地域包括支援センターの担当圏域及び設置数等」に記載している所在地のとおりとします。

6. 委託期間

委託期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。

委託契約の更新について

令和4年度以降については、別に定める評価基準により実施状況が良好と認められ双方が合意した場合に限り、習志野市介護保険運営協議会（以下、「運営協議会」という。）の意見を聴取した上で、原契約を含めて最大6か年まで更新することができることとします。

7. 運営財源等

委託料（消費税非課税）の上限額（令和3年度）

圏域	センター運営事業		
	生活支援体制整備事業	認知症総合支援事業	
谷津	37,472,000円	6,231,400円	5,756,600円
秋津	43,134,000円	6,231,400円	5,756,600円
津田沼・鷺沼	43,134,000円	6,231,400円	5,756,600円
屋敷	37,472,000円	6,231,400円	5,756,600円
東習志野	43,134,000円	6,231,400円	5,756,600円

※令和3年度歳入歳出予算が、令和3年3月31日までに習志野市議会で決議されなかった場合は契約しません。

※令和4年度以降契約する場合の委託料については、関係法令等の改正に準ずる業務内容の変更や、高齢者人口の増減に伴う業務量の増減等を踏まえ、変更を行う場合があります。

※指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画費及び第1号介護予防支援事業に係る介護予防ケアマネジメント費（介護報酬）は、委託料とは別に受託法人の収入とします。

8. 応募の流れ

令和2年12月22日（火）	・市ホームページに募集要項掲載 ※候補者説明会は開催しませんので、募集要項をご確認ください。
令和3年1月4日（月）	・募集開始（質問受付も開始）
令和3年1月15日（金）	・質問受付締切
令和3年1月20日（水）	・質問回答
令和3年1月25日（月）	・募集締切
令和3年2月上旬	・プレゼンテーション
令和3年3月上旬	・候補者の決定、通知、公表

9. 応募の手続き等

（1）提出期間及び場所

- ①日 時 令和3年1月4日（月）～令和3年1月25日（月）
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ②時 間 午前9時00分～午後4時00分
- ③場 所 習志野市役所 高齢者支援課（市庁舎 1階）

（2）提出書類

	書類名	備考	様式
1	習志野市地域包括支援センター業務応募申込書		様式1
2	定款	要原本証明	
3	法人登記簿謄本	直近3か月以内	
4	印鑑証明	直近3か月以内	
5	法人組織図		様式自由
6	代表者履歴書		参考様式 (任意様式可)

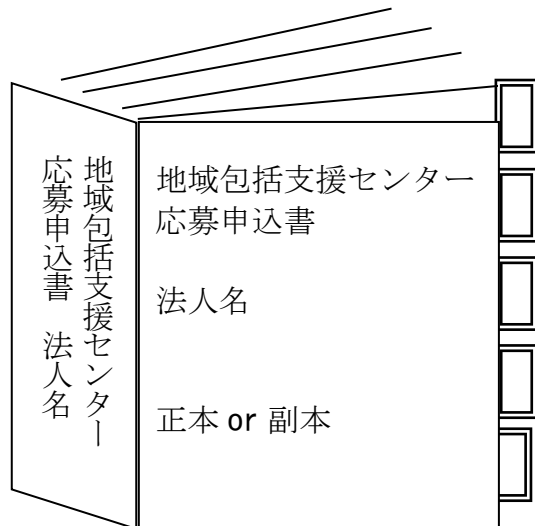
	書類名	備考	様式
7	役員名簿		様式自由
8	事業経歴、実績書		様式自由
9	法人概要	現在、運営している施設 又は事業に関する資料、 パンフレット可	様式自由
10	収支決算書	直近2年分	様式自由
11	貸借対照表	直近2年分	様式自由
12	財産目録	直近2年分	様式自由
13	誓約書		様式2
14	地域包括支援センター提案書		様式3
15	人員配置予定		様式4
16	費用見積		様式自由
17	指定介護予防支援業務に係る介護報酬の収支予算書		様式自由

※上記以外に書類の提出を求める場合があります。

※応募書類提出に係る費用は、応募者の負担とします。

※提出書類は特段の定めがない限りA4縦型とし（図面等はA4に折りたたむ）、表紙並びに背表紙に「地域包括支援センター応募申込書」「法人名」「正本」又は「副本」と記載し、各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、これにインデックスを添付して縦長A4紙ファイルに綴じてください。

※副本については、法人名の特定につながるような記述（名称、所在地、代表者名等他の情報と照合することができ、それにより特定の法人を識別することができることとなるもの）に黒塗り等の加工を施してください。



(3) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部をご提出ください。

また、様式 3 については、正本副本に添付のほか、「13. 問合せ先」に記載されているメールアドレス宛に電子データも併せてご提出ください。

(4) 提出方法

電話予約の上、習志野市役所高齢者支援課の窓口 directly 持参してください。郵送等での提出は受け付けません。また、受付時に内容を確認させていただきますので、内容等の分かる方がご来庁ください。

10. 審査・選定方法

(1) 選定方法

提出された書類及びプレゼンテーション等により、「習志野市地域包括支援センター業務委託法人候補者選考委員会」で事業運営方針等について総合的に評価を行い、その後、運営協議会からの意見聴取を踏まえ、市長が契約候補者を決定します。

(2) 選定基準

- ①提出された書類及びプレゼンテーション等に基づき評価項目ごとに判定をし、合計 61 点以上を「適」とします。ただし、別表の選考基準における各項目について、それぞれ市が求める最低基準に満たない場合は失格となります。
- ②市は、最も評価が高い者（合計点が 61 点以上の者に限る）を第 1 契約候補者として、契約締結交渉を行うものとします。
- ③最も評価が高い者が複数いた場合は、(ア) 業務の継続性・安定性の点数が最も高い者を第 1 契約候補者としてします。
- ④第 1 契約候補者が前記の欠格事項に該当する場合、又は市と契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者（合計点が 61 点以上の者に限る）と契約交渉を行うことができるものとします。
- ⑤選定後、応募資格要件を満たさなくなった場合や、職員配置等の実施体制に変更があった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。

(3) 選定結果

選定結果は応募した全ての法人に文書で通知します。また、審査の結果によっては、契約候補者なしとする場合もあります。

(4) 応募及び選定結果の公表

事業予定者決定後、事業予定者名及び概要について市ホームページにて公表します。

提出書類及びプレゼンテーションにおける提案内容の遵守について
提出書類及びプレゼンテーションの提案内容につきましては、市が契約候補者を決定するにあたっての重要な判断材料となっております。
そのため、業務開始の前後に関わらず、提出内容に虚偽等が発覚した場合には、契約候補者としての資格取り消しや、契約を解除する場合がありますので、ご留意ください。

(5) プレゼンテーションの実施

①実施日時等

令和3年2月上旬を予定しています。詳細な日時及び場所については、提出書類により、資格要件を満たしていると確認できた応募者へ個別に通知します。

②出席者

圏域ごとに、応募法人に所属する者3名程度とします。

③プレゼンテーション内容

圏域ごとに、提案書の内容に関するプレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（20分以内）の合計40分程度を予定しています。プレゼンテーション内容は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とします。プレゼンテーションでプロジェクターの使用を希望する場合は、機器の準備等のため、事前にお申し出ください。またパソコンはご持参ください。なお、提出書類以外の説明資料の追加は認めません。

1 1. 応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類に係る留意事項

- ①提出書類一式は返却しません。
- ②明らかな誤り、軽微な修正を除き、内容の変更は認めません。
- ③虚偽の記載をした場合は、応募を無効にするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。
- ④提出された書類は公文書として情報公開の対象となります。

(2) その他の留意事項

- ①1法人が応募できる圏域は、2圏域までとします。
- ②応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- ③公募の公平性を期すために、応募に係る個別の相談等に係る問い合わせの受付はしません。
- ④地域包括支援センターの適正な業務を担保するため、市では、平成26年度から第三者による業務運営評価を実施しております。第三者評価を行う際には、事務作業等にご協力いただくこととなりますのでご留意ください。なお、第三者評価を行う事業者に対する委託費用につきましては、市が負担いたします。

- ⑤事業予定者として決定した日の翌日から令和3年3月31日までの間を引継準備期間とし、本事業の実施に向けた準備を行うものとします。引継準備に係る全ての費用については事業予定者が負担するものとします。また、個人情報の引継ぎについては、引継準備期間中に市、現受託者及び事業予定者の3者間で覚書を交わし、実施します。

1 2. 質問受付

(1) 受付期間

令和3年1月4日(月)～令和3年1月15日(金)(郵送必着)

(2) 受付方法

質問書(様式自由)に記載し、郵送、FAX、メール又は窓口へ持参のいずれかの方法で高齢者支援課まで提出してください。電話での質問の受付はしません。

(3) 回答方法

令和3年1月20日(水)に回答を市ホームページに掲載します。

1 3. 問合せ先

担当課	習志野市健康福祉部高齢者支援課
住所	〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1
電話	047-407-4560
FAX	047-453-1825
E-mail	koretai@city.narashino.lg.jp